



茨木市の文化財行政について

—守り、伝える茨木の歴史・文化—

教育総務部社会教育振興課
文化財係長 前田聰志

1. 文化財とは

文化財は、我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今まで守り伝えられてきた**貴重な国民的財産**

【国民的財産】

- ①我が国の歴史や文化の正しい理解に不可欠なもの
- ②将来の文化の向上発展の基礎となるもの

適切な保護(保存と活用)を図り、
未来に伝える!

有形文化財(建造物)

- ・寺社や城郭、民家など古建築
- ・駅舎や校舎など近代の建造物

有形文化財(美術工芸品)

- ・絵画、彫刻、工芸品
- ・書跡、典籍、古文書
- ・考古資料、歴史資料

無形文化財

- ・演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産
- ・「わざ」を体得した個人又は団体によって表現

民俗文化財

- ・衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋など物件等
- ・日常生活の中で創造し、継承してきた有形・無形の文化財

記念物

- ・古墳、城跡など史跡
- ・庭園、海浜など名勝
- ・動植物、地質鉱物など天然記念物

文化的景観

- ・地域における人々の生活や生業、地域の風土により形成された景観地

伝統的建造物群

- ・周囲の環境と一体となっている伝統的な建造物群で価値の高いもの

文化財の保存技術

- ・文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等

埋蔵文化財

- ・土地に埋蔵されている文化財

2. 茨木市の取組

茨木市文化財保護条例の制定(平成8年)

- ・文化財保護法(昭和25年)に基づいて制定

茨木市文化財保護審議会の設置

- ・文化財の保護及び活用に関して、教育委員会の諮問に応じ、意見を具申する機関
- ・10人以内で組織し、任期は2年

茨木市指定文化財の指定

- ・市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものを茨木市指定文化財として指定

— 国指定文化財 —



特別天然記念物
オオサンショウウオ



国史跡
郡山宿本陣



国史跡
阿武山古墳



重要文化財
攝津東奈良遺跡出土鎧范
関係遺物



重要文化財
石灯籠(春日神社)

— 府指定文化財 —



海北塚古墳



耳原古墳



紫金山古墳



厨子入象牙彫キリスト
磔刑像



紙本著色 マリア十
五玄義図



蓮華寺 木造十一面
観音立像

— 市指定文化財 —



安威1号墳



小銅鐸 附 舌



天正二年銘磨崖仏



紙本著色 総持寺縁
起絵巻



慶長六年銘キリシタン墓碑



ロレートの聖母浮彫像
及び木製樋

— 茅木に眠る文化財 —

三島地域最大の古墳
『太田茶臼山古墳(繼体天皇陵)』



島下群の式内社17座のうち
『新屋坐天照御魂神社』はじめ13座が茅木に

清和天皇勅願寺 修驗道場として栄えた『忍頂寺』



包丁式で知られる西国22番札所『総持寺』



戦国武将 中川清秀ゆかりの『梅林寺』



400年にわたり東本願寺派の北摂の拠点『茅木別院』



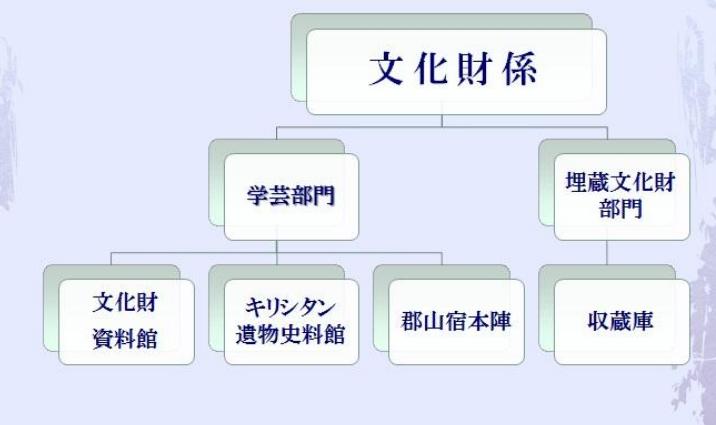
現在の茅木
まちのルーツ『茅木城』



隠れキリスト教の里・千提寺から発見
『聖フランシスコ・ザビエル像』
(神戸市立博物館像)



3. 文化財係の体制と取組





茨木市立文化財資料館
平成26年度入館者数:12,665人

- 展示・公開事業
テーマ展、ロビー展、コーナー展
- 講座・講演
古文書教室、郷土史教室、出前講座、テーマ展講演会、シンポジウム
- 教材作成
児童向け啓発パンフレット
- 普及・啓発
夏休み体験学習、職業体験、博物館実習、文化財解説ボランティア活動、文化財案内説明板設置、資料貸出、資料寄贈・寄託
- 保存・保護
北大阪ミュージアム・ネットワーク、歴史街道推進協議会、茨木市観光協会との連携
- 展示・公開事業
文化財調査・研究、古文書解説整理、複製品製作、史跡維持管理



茨木市立キリスト教遺物史料館
平成26年度入館者数:6,351人

- 展示・公開事業
企画展、団体見学受付
- 普及・啓発
DVD作成



国史跡 郡山宿本陣
平成26年度入館者数:3,318人

- 展示・公開事業
春秋特別公開(企画展)、団体見学受付
- 普及・啓発
冊子作成
- 保存・保護
史跡維持管理



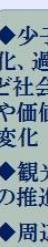
埋蔵文化財

- 埋蔵文化財発掘調査
発掘届受付総件数:1,549件
試掘調査:46件、確認調査:94件、立会調査:134件
本発掘調査:48件(調査総面積9518.2m²)
- 埋蔵文化財の研究と整理・保存
出土遺物の整理・研究を行い、記録保存として調査報告書の作成や展示
公開などに活用 ※業務委託化
- 出土遺物台帳等整理
過去の発掘調査による出土遺物を整理し台帳化することで、調査報告書作成
や展示公開などに活用 ※業務委託化
- 発掘調査概要報告書作成
- 普及・啓発
現地説明会、連報展

4. 文化財行政の展望

規制による「保存」中心の施策から、
地域の歴史・文化を「活用」したまちづくりへ

既存の保護制度は有効に機能しているが…



◆少子高齢化、過疎化など社会構造や価値観の変化
◆観光立国の推進
◆周辺環境もあわせて保護

文化財の総合的な把握が必要！

歴史文化基本構想

- ・地域の文化財をその周辺環境まで含め総合的に保存・活用していくための基本構想

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

- ・歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となって形成された良好な市街地の環境→「歴史的風致」

日本遺産(Japan Heritage)

- ・地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの

世界遺産(World Heritage)

- ・現在、文化遺産14件・自然遺産4件が世界遺産一覧表に記載

- ・「保存」から「活用」へ、「点」から「面」へ
- ・行政内部での連携強化
- ・地域そのものを捉え、地域のアイデンティティの確立を図る
- ・過疎化が進む地方では、観光と結びつけることで地域活性化も

茨木市では…

○山間部の開発(新名神、ダム)に伴う地域活性化への取組
○茨木市の魅力発信への取組

文化財の重要性は増し、その活用は無限…

ただし…
「活用」と「商業主義」とは違う！
文化財を正しく保護し、市民に正しい情報を！
地に足のついた文化財保護政策を！

我々の使命は…

茨木の歴史・文化を守り、
伝えて…「誇り」を育む



平成27年11月10日(火)